

---

プロジェクト **資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い**

項目 **第 150 回実務対応専門委員会で聞かれた意見**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 150 回実務対応専門委員会（2022 年 10 月 20 日開催）で議論された第 1 号電子決済手段の発行及び保有の会計処理に関する事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。

## II. 事務局の分析について聞かれた意見

### （保有者における会計処理）

#### 認識

2. 第 1 号電子決済手段の認識及び認識の中止の時点を受渡日と定める事務局の提案に同意する。
3. 改正後の資金決済に関する法律の第 2 条第 5 項において、第 1 号電子決済手段は、「電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」と定義されている。ブロックチェーン上の書換えを行わず、帳簿上の書換えのみでも権利が移転することになるのかご確認いただきたい。

#### 測定

4. 第 1 号電子決済手段は、決済期間の短縮を行うために決済目的で使用されるものであると理解している。したがって、現金に類似するものとして券面額に基づく価額を貸借対照表価額とし、取得価額と券面額が異なる場合に差額を当期の損益として計上するという事務局の提案に同意する。
5. 第 1 号電子決済手段における信用リスクに関する取扱いを特段定めないとする事務局の提案に同意する。
6. 我が国における第 1 号電子決済手段は、ステーブルコインの中でも非常に範囲の限定されたものであること、米国においても法定通貨担保型のステーブルコインは、券面額と

市場価格にほとんど差額がないこと、及び引当金についても引当不要ということではなく明記していないだけということであれば、事務局の提案に同意する。

### その他

7. 券面額より市場価格が低い場合、保有者は市場での売却によってではなく、発行者への償還を求めることが想定されるため、市場リスクに重要性がないと判断できる旨を、結論の背景に記載することが望ましいと考える。
8. 事務局の提案においては、「時価と券面額に重要な乖離が生じない」、「金融投資で保有するケースを想定しない」等の前提を置いているため、基準化にあたっては、このような前提を置いていることや前提に変化が生じた場合には別途追加の検討が必要となることを明確にしていきたい。
9. 基準化にあたっては、海外のステーブルコインとの比較というよりは、事務局の分析における第1号電子決済手段の3つの性質と仕組みを踏まえて、測定基礎を券面額としたことを明記することが望ましいと考える。既存の金融商品に関する会計基準においても、取得価額や時価といった概念はあるが、券面額で評価するというのは新しい方法であるため、券面額を採用した理由を結論の背景において記載することをご検討いただきたい。

### **(発行者における会計処理)**

10. 券面額を超える返済義務を発行者が負うことは基本的に想定されていないため、期末における評価は、債務額をもって貸借対照表に計上するという事務局の提案に同意する。

以 上